

令和元年度介護サービス事業者説明会

「生活保護法による指定等について」

群馬県健康福祉部健康福祉課
地域福祉推進室保護係

(資料内容)

- 1 指定介護機関制度の見直し
- 2 指定介護機関指定申請及び届出事項の手続き
- 3 県内福祉事務所（申請書等提出先）一覧
- 4 指定介護機関介護担当規程
- 5 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬
- 6 指定介護機関の指導及び検査
- 7 平成30年度指定介護機関個別指導実施結果

1 指定介護機関制度の見直し

生活保護法の一部改正に伴い、平成26年7月1日から、指定介護機関の取り扱いが変更されました。

(1) 平成26年6月30日以前に介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関

生活保護法の指定介護機関でない介護機関は、従前どおり、指定介護機関指定申請書の提出により、生活保護法の指定を受けることとなります。

(平成26年6月30日以前に生活保護法の指定を受けた指定介護機関は、平成26年7月1日以降も改正法の指定を受けているとみなされます。)

なお、介護保険法の規定による指定内容等の変更、事業の廃止等があった場合でも、それに準じて生活保護法の指定内容変更や廃止等の効力が発生することはありませんので、生活保護法の届出が別途必要になります。

(2) 平成26年7月1日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関

生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

また、同規定により生活保護法の指定介護機関とみなされた介護機関は、介護保険法の規定による事業の廃止があった場合、それに準じて、みなし指定の効力を失うことになっています。

ただし、指定内容の変更、事業の休止及び再開については、介護保険法の届出に準じて生活保護法の指定内容変更等の効力が発生することはありませんので、生活保護法の届出が別途必要になります。

※中核市（前橋市・高崎市）の介護機関については、それぞれの市役所が窓口になって指定事務を行っています。

2 指定介護機関指定申請及び届出事項の手続き

介護保険法の指定日より、提出書類が変わります。

なお、各様式は、群馬県ホームページからダウンロードできます（トップページ→健康・福祉→社会福祉→生活保護→「生活保護法に基づく指定医療機関等申請手続き」（指定不要の申出書のみ「生活保護法に基づく指定介護機関制度の見直し」））。

提出書類	申請・届出をすべき理由	介護保険法指定日	
		～H26. 6. 30	H26. 7. 1～
指定申請書 (誓約書を添付)	1 指定介護機関の指定を受けようとするとき。 2 介護サービスを追加するとき。 3 開設者が変わったとき（事業所番号が変わる場合）。 ※同時に、旧介護機関の廃止届も提出	○	×
変更届	1 介護機関の名称が変わったとき。 2 改築や移転等で所在地又は連絡先が変わったとき。 (市町村合併や地番整理等による変更も含む) ※所在地変更等が市町村をまたぐ場合は、変更後の所在地を所管する福祉事務所へ変更届を提出 3 開設者（法人）の名称、所在地又は連絡先が変わったとき。(代表者の変更のみの場合は不要) ※合併等で法人が変わった際は、廃止届と指定申請書を提出 4 管理者が変わったとき。	○	○
休止・廃止届	介護機関を休止又は廃止するとき。	○	△ 休止時のみ ※廃止は介護保険法に連動
再開届	休止していた介護機関を再開するとき。	○	○
処分届	介護機関が介護保険法による処分を受けたとき。	○	○
辞退届	生活保護法等の指定を辞退するとき。 ※30日以上予告期間が必要	○	×
申出書	介護保険法の指定による生活保護法のみなし指定を不要とするとき。 ※30日以上前に提出	×	○

【提出先】介護機関（事業所）の所在地を所管する福祉事務所（次頁参照）

注：上記の各申請・届出は、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律の双方を兼ねています。生活保護法により指定された介護機関は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律においても指定があったものとみなします。

3 県内福祉事務所（申請書等提出先）一覧

	福祉事務所名	所在地	電話番号	生活保護所管区域
市	前橋市福祉事務所 (前橋市社会福祉課)	371-8601 前橋市大手町 2-12-1	(027) 224 -1111	前橋市内全域
	高崎市福祉事務所 (高崎市社会福祉課)	370-8501 高崎市高松町 35-1	(027) 321 -1111	高崎市内全域
	桐生市福祉事務所 (桐生市福祉課)	376-8501 桐生市織姫町 1-1	(0277) 46 -1111	桐生市内全域
	伊勢崎市福祉事務所 (伊勢崎市社会福祉課)	372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410	(0270) 24 -5111	伊勢崎市内全域
	太田市福祉事務所 (太田市社会支援課)	373-8718 太田市浜町 2-35	(0276) 47 -1111	太田市内全域
	沼田市福祉事務所 (沼田市社会福祉課)	378-8501 沼田市下之町 888	(0278) 23 -2111	沼田市内全域
	館林市福祉事務所 (館林市社会福祉課)	374-8501 館林市城町 1-1	(0276) 72 -4111	館林市内全域
	渋川市福祉事務所 (渋川市地域包括ケア課)	377-8501 渋川市石原 80	(0279) 22 -2115	渋川市内全域
	藤岡市福祉事務所 (藤岡市福祉課)	375-8601 藤岡市中栗須 327	(0274) 22 -1211	藤岡市内全域
	富岡市福祉事務所 (富岡市福祉課)	370-2392 富岡市富岡 1460-1	(0274) 62 -1511	富岡市内全域
	安中市福祉事務所 (安中市福祉課)	379-0192 安中市安中 1-23-13	(027) 382 -1111	安中市内全域
	みどり市福祉事務所 (みどり市社会福祉課)	379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	(0277) 76 -2111	みどり市内全域
郡	伊勢崎保健福祉事務所	372-0024 伊勢崎市下植木町 499	(0270) 25 -5570	榛東村、吉岡町、玉村町
	富岡保健福祉事務所	370-2454 富岡市田島 343-1	(0274) 62 -1541	上野村、神流町、下仁田町、 南牧村、甘楽町
	吾妻保健福祉事務所	377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 183-1	(0279) 75 -3303	中之条町、長野原町、嬭恋村、 草津町、高山村、東吾妻町
	利根沼田保健福祉事務所	378-0031 沼田市薄根町 4412	(0278) 23 -2185	片品村、川場村、昭和村、 みなかみ町
	館林保健福祉事務所	374-0066 館林市大街道 1-2-25	(0276) 72 -3230	板倉町、明和町、千代田町、 大泉町、邑楽町

4 指定介護機関介護担当規程

平成12年3月31日 厚生省告示第191号

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

5 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬

(1) 生活保護法第52条

(生活保護法第54条の2第4項の規定及び介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第262号)に基づき読み替えたもの。下線部分は読み替えた部分。)

(介護の方針及び介護の報酬)

第52条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。

2 前項に規定する介護の方針及び介護の報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(2) 生活保護法第52条第2項中の「厚生労働大臣の定めるところ」は、次のとおり。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬(平成12年4月19日付厚生省告示第214号)(最終改正 平成24年厚生労働省告示第181号)

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。

- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

6 指定介護機関の指導及び検査

(1) 指定介護機関に対する指導

ア 目的

被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

イ 対象

全ての指定介護機関

ウ 内容及び方法

① 一般指導

生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行います。

② 個別指導

被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができることとされています。

(2) 指定介護機関に対する検査

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関又は不正若しくは不当があると疑うに足る理由のある指定介護機関に対して行います。

7 平成30年度指定介護機関個別指導実施結果

(1) 実施概要

実施日	実施地域	サービス種別	実施結果
平成31年1月29日	桐生市	居宅介護支援	口頭指摘事項1件
平成31年1月29日	桐生市	介護老人福祉施設	指摘事項無し
平成31年2月6日	甘楽町	居宅介護支援	指摘事項無し
平成31年2月6日	甘楽町	訪問介護	指摘事項無し

(2) 指導結果

ア 指摘事項（対居宅介護支援事業所）

- ・ 被保護者に対し、サービス利用票（居宅サービス計画）を超えるサービス提供が行われ、介護扶助の給付を受けていた。管轄福祉事務所へ連絡し、必要な指示を受けた上で、所要の措置を講じること。

イ 協力依頼事項

① 指定介護機関内容の届出について（共通）

開設者や事業所の名称及び所在地、管理者等について変更がある場合は、介護保険法上の届出と併せ、生活保護法上の届出も行ってください。

② 他法他施策の優先活用について（共通）

介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満（介護保険みなし2号）の被保護者について、障害者自立支援法による自立支援給付が活用できる可能性がある場合は、福祉事務所と連絡を密にし、活用可能性の確認及び提供サービスの切り替えに必要な手続きに御協力ください。

③ 福祉事務所及びサービス提供事業所との連絡体制について（共通）

サービス提供事業所からの連絡等により、被保護者の状態の変化等やむを得ない事由から、当初計画を超えるサービス提供の必要が生じた場合は、福祉事務所へ連絡の上、必要な指示を受けてください。